

## 相続に関する手続チェックリスト

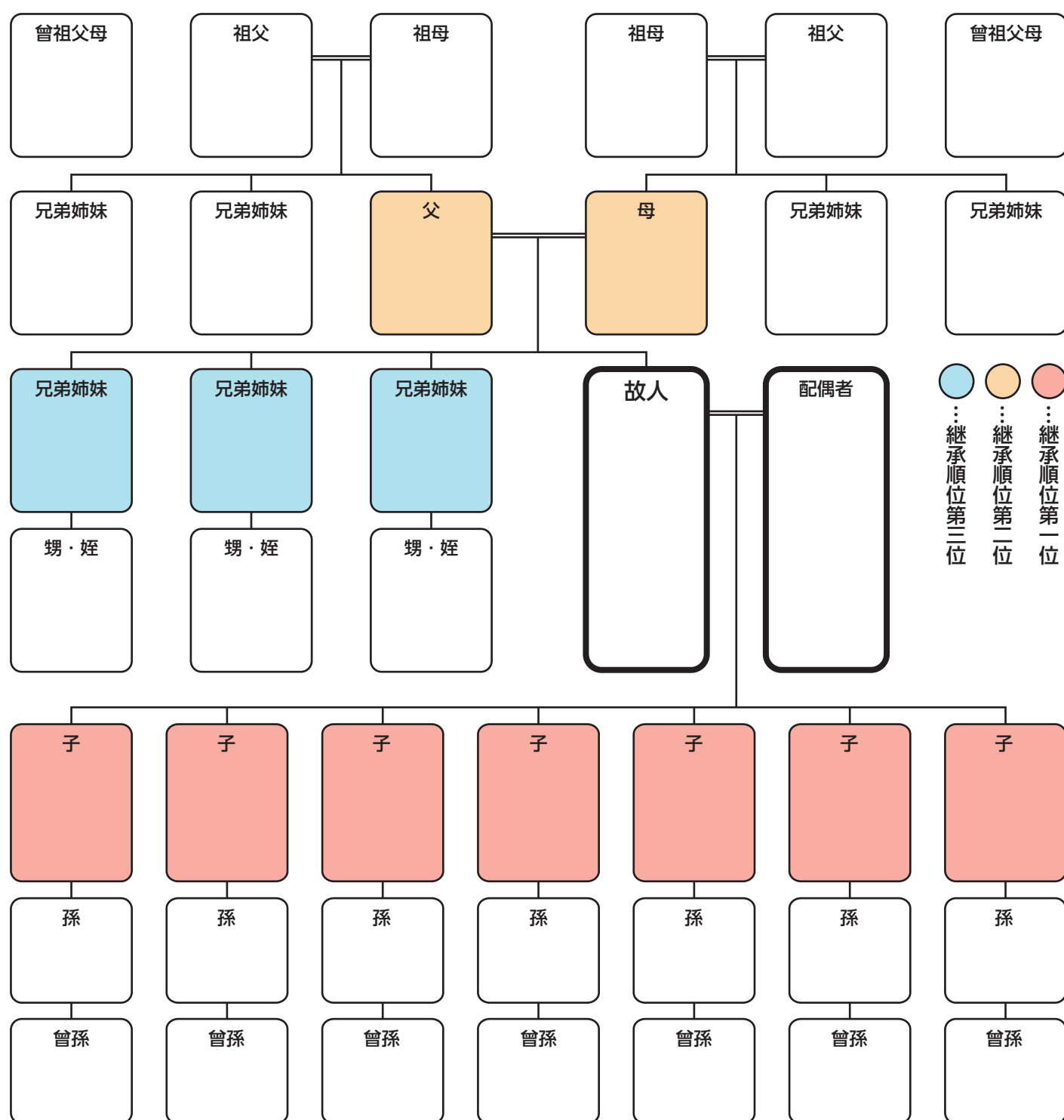
御親族が亡くなられて間もなく進めなくてはならない手続に「相続」があります。締切期限の早い手続もありますので、こういった手続がいつまでに必要なか確認しておきましょう。

必要に応じて専門家に相談することもお勧めします。

| 項目                                  |                | 時期     | 備考                                                                                                                         |
|-------------------------------------|----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人の調査・確定      | すみやかに  | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市（区）役所・町（村）役場の窓口で「相続に使用するため、出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申出ることによって取得できます。                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺言書の探索         |        | 自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。                                                                     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺言書の検認         |        | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。                                                                          |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続財産の調査        |        | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産がある役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺産分割協議（協議書の作成） |        | 法定相続をしない場合、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。                                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続放棄・限定承認      | 3か月以内  | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所に御確認ください。                                                             |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 所得税の準確定申告      | 4か月以内  | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続税の申告・納付      | 10か月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。<br>基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数                                     |

令和6年4月から、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務局のホームページを御覧ください。

## 家系図（3 親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のホームページを御覧ください。

## 亡くなられた方の財産について

|         | 所在地   | 名義人 | 持ち分   | 備考 |
|---------|-------|-----|-------|----|
| 不動産     |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         | 金融機関名 | 支店名 | 金額    | 備考 |
| 預貯金     |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         | 名称    | 内容  | 保管場所等 | 備考 |
| その他の資産  |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         | 借入先   | 金額  | 返済方法  | 備考 |
| 借入金・ローン |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |
|         |       |     |       |    |

## 亡くなられた方の財産について

|           | 保険会社   | 種類・内容  | 受取人  | 備考 |
|-----------|--------|--------|------|----|
| 生命保険・損害保険 |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           | 基礎年金番号 | 種類     | 受給金額 | 備考 |
| 公的年金      |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           | 名称     | 番号・記号等 | 受給金額 | 備考 |
| 個人年金・企業年金 |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |
|           |        |        |      |    |

その他

## 少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

| 項目                                                    | 時期  | 手続窓口         | 準備するもの・備考                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納           | 早めに | 警察署          | 運転免許証                                                                                                                                           |
| <input checked="" type="checkbox"/> パスポート返納           |     | パスポートセンター    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポート</li> <li>・本人が死亡したことがわかる書類（戸籍謄本等、死亡診断書（死体検案書）の写し、埋火葬許可証の写しのうちいずれか）</li> <li>・届出者の本人確認書類</li> </ul> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の名義変更・解約      |     | 電力供給会社       | インターネットでも手続可能                                                                                                                                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の名義変更・解約      |     | 各事業所         |                                                                                                                                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 水道料金の名義変更・解約      |     | 水道局          |                                                                                                                                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> NHKの名義変更・解約       |     | NHK          |                                                                                                                                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約            |     | 各携帯電話会社      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店頭での解約</li> <li>・死亡の事実が確認できる書類（戸籍謄本等、住民票除票、埋火葬許可証の写し、会葬礼状等）</li> <li>・届出者の本人確認書類等</li> </ul>           |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの名義変更・解約 |     | 各社           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞</li> <li>・定期購読物</li> <li>・オンラインサービスなど</li> </ul>                                                     |
| <input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約       |     | 各クレジット会社     | 各会社より必要書類を取寄せる                                                                                                                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 自動車、バイクなどの廃車・名義変更 |     | 陸運支局軽自動車検査協会 | 各販売業者でも代行可能                                                                                                                                     |

## 市民相談の御案内

弁護士や税理士など専門家による相談の窓口を設けています。

予約が必要です。

相談はすべて無料で、秘密は守られます。

相談予定日は、市ホームページ又は毎月1日発行の「市報むさしむらやま」を御覧ください。



市ホームページ

### 法律相談（弁護士）

|      |                                                            |    |      |
|------|------------------------------------------------------------|----|------|
| 相談日時 | 毎月第1・3・4水曜日 13:30～16:30                                    | 定員 | 先着6名 |
| 申込方法 | 相談日の1週間前の8:30～当日15:00（受付開始日が祝日等の場合、その直前の開庁日）に電話で予約を受け付けます。 |    |      |
| 相談内容 | 戸籍、相続、遺言その他法律全般について                                        |    |      |

### 行政書士相談（行政書士）

|      |                          |    |      |
|------|--------------------------|----|------|
| 相談日時 | 毎月第2水曜日 13:30～16:30      | 定員 | 先着6名 |
| 申込方法 | 前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。   |    |      |
| 相談内容 | 法律書類（任意後見契約含む）の作成、相続手続など |    |      |

### 司法書士相談（司法書士）

|      |                                     |    |      |
|------|-------------------------------------|----|------|
| 相談日時 | 毎月第3水曜日 13:30～16:30                 | 定員 | 先着6名 |
| 申込方法 | 前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。              |    |      |
| 相談内容 | 遺産相続、土地・建物の売買、相続等の名義変更、法定相続情報証明制度など |    |      |

### 税務相談（税理士）

|      |                        |    |      |
|------|------------------------|----|------|
| 相談日時 | 毎月第3水曜日 13:30～16:30    | 定員 | 先着6名 |
| 申込方法 | 前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。 |    |      |
| 相談内容 | 相続税、不動産に係る税金など         |    |      |

電話予約・お問合せ先

武蔵村山市 企画財政部秘書広報課

☎042-565-1111（内線314）

# 相続登記 義務化に対応

多摩都市モノレール **立川南駅** から徒歩2分  
JR立川駅南口からも徒歩4分

- 不動産の名義変更
- 戸籍謄本取得代行
- 遺言書作成・終活支援
- 成年後見・事業承継

代表司法書士  
松本 万紀

拓実リーガル司法書士法人ができること



## 1 最初から最後まで。丁寧なお付き合い

どんな小さなご要望にもお応えし、状況に応じて柔軟な対応を取れるよう、何よりもコミュニケーションを大切にお仕事をさせていただいています。工夫と、きめ細やかなサービスを、ぜひご体感ください。

## 2 料金に関する不安は、事前に払拭

拓実リーガル司法書士法人では、必ず事前に費用のご説明をし、ご納得いただいてから依頼をお受けするようにしております。お気軽にご相談ください。

## 3 夜間や土日祝も。出張相談も対応

事前にご予約をいただくことでお仕事あがりの夜間や、土日祝日も対応可能です。

まずは事前にお電話にてご予約を

**初相談無料**

各種セミナーも  
行っております



**拓実リーガル司法書士法人**

立川市柴崎町3丁目11番4号 東京ロジテック千代田ビル8階

**☎042-512-7506**

無料相談受付

平日/9:00~18:00

事前の連絡で下記の対応が可能です。  
■20:00まで対応 ■土日祝日対応

JR立川駅  
から  
徒歩  
4分



# お片付け代行

## 遺品整理士の地区統括が お伺いいたします

他社様と比べると2倍ほどお時間をいただきますが、ご家族様のお気持ちに寄り添い“故人が本当に残したかったもの”を探し出します。

### ✓ 遺品整理

今後のお手続きに必要な書類や貴重品、財産などに関わる物を丁寧に選別いたします。

### ✓ 買い取り

有価物の査定を行い、高価なものは代行オークションを行います。

### ✓ リユース

使える物はクリーニング後に国内外へ寄付などを行います。

### ✓ ごみの処分

武蔵村山市指定の分別で適切に処分いたします。

お気軽に  
ご相談ください！



042-315-2922



株式会社日本屋  
東大和市狭山5-1599

東京都公安委員会許可第 308792115824

謹んでお悔やみ申し上げます

# 相続税についてのご案内



お亡くなりになられた方の

遺産の総額※ が 基礎控除額 を超える場合

※遺産…土地／建物／株式や投資信託／現金預金／  
死亡保険金(一定金額まで非課税)など

亡くなられた日の翌日から**10ヶ月以内**に  
相続税の**申告が必要**になります

必ずご確認ください

**基礎控除額** = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

遺産の総額 が 基礎控除額 を  
下回る

申告は**不要**です

ただし、相続前に預金から引出した現金や  
家族名義の口座へ移した預金、生前に行った  
贈与がある場合など遺産の範囲には注意が  
必要です

遺産の総額 が 基礎控除額 を  
上回る

申告が**必要**です

ただし、特例などの適用により納税額がゼロ  
となる場合もあります

- 小規模宅地等の特例
- 配偶者の税額軽減

申告の要否には慎重な判断が必要です。  
ご家族だけで悩まず、専門家にご相談ください。

初回相談  
**無料**

**G 税理士事務所 グレイス**

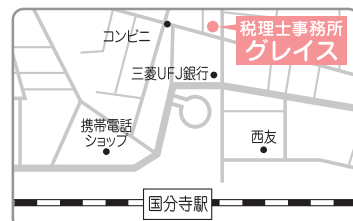
東京税理士会 税理士 松井達也

☎042-316-8566 平日/9:00~18:00

※予約していただければ時間外や土日祝日でもご相談可能です。

URL <https://grace-souzoku.jp/>

E-mail [grace@mmmtax.com](mailto:grace@mmmtax.com)



東京都国分寺市本町3-11-17  
ビルドシティプラザ4F  
JR中央線「国分寺駅」北口から徒歩3分

# 武蔵村山市 市民葬儀 取扱店

# もしも



## の時に備えて

ご家族が安心した葬儀をするために、私たちがご提案します

### Q & A よくある質問

Q: 家族葬と一般葬の違い

A: 家族葬とは**参列者を限定**し、**近親者**で故人を送ること。

一般葬は故人や家族と**縁がある方**や、**ご近所**、**会社関係**など幅広く**お声がけし故人を送る**ことです。また、なかには面識のない方が参列することもありますますが代理として参列するケースもありますのでご理解いただくとよいでしょう。

Q: もしもの時はどうすればよい?

A: **葬儀社を決めておく**ことにより、**事前に疑問や不安が解消**されます。

Q: 自宅に安置できない……

A: **住宅事情**や**その他、諸事情**により**安置場所**で**お困りの方は専用霊安室**でお受けいたします。

Q: お葬式の費用にはどのようなものがある?

A: 葬儀費用とは主に、葬儀社に支払う**葬儀代金**のほか、**宗教者へのお礼・飲食関係・返礼品**関係などがあります。

Q: お葬儀の会場選び

A: お葬儀の**参列者数**など**規模**により**会場の広さ、駐車スペース**を**要する**場合があります。寺院式場の他**使用料が安価な火葬場**に併設されている**斎場**も**大変人気**です。

### ご法要のご相談と お手配

寺院・お仏壇・お位牌・お料理など



### ご 供 養

霊園のご紹介はもちろん、お墓を持たない方への新提案

墓所 納骨堂 樹木葬 手元供養



### 相 続

専門家によるアドバイスとお手続きの代行

遺言書の作成・相談



### 遺品整理・特殊清掃

ワンルームから、お家全体のお片づけまで



※一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守し、許可事業者へ委託しております。

### 多彩な収蔵を可能にした

### 納骨ボトル「ハニカム」

スタイリッシュ性とコンパクトサイズの2つの特性から、大切なご遺骨を手元に置いてもお部屋に調和します。



従来の骨壺をハニカムに交換することで納骨室内に新たな空間を創造します。



2020年 特許取得  
特許第6704601号  
意匠登録済

お問い合わせ:24時間お葬儀相談フリーダイヤル

**0120-844-644**

ホームページからのお問合せ・ご相談も承ります。 [あさひセレモニー](#)

検索

<https://www.asahi-ceremony.co.jp>



# 株式会社 あさひセレモニー



本 社:〒190-0003 東京都立川市栄町 6-1-12 営業所:府中・八王子・昭島・武蔵村山・東大和・西東京・所沢・東村山

経済産業大臣認可 全日本葬祭業協同組合連合会認可 一般社団法人 終活カウンセラー協会認定 国土交通省認可 一般貨物運送事業認可 一般社団法人 遺品整理士認定協会加盟店

HPはこちら

**地域密着** 多摩地域にお住まいの皆様

# 新たな一步を踏み出す お手伝い

ご依頼者様のお気持ちに寄り添いながら  
一つ一つ丁寧に取り組んでまいります。

生前  
整理

遺品  
整理

不用品  
整理

特殊  
清掃

建物  
解体

など

遺品整理～建物解体～不動産売買まで **ワンストップ対応** いたします!!  
貴重品や思い出の品をお探し、ご要望によって **買取、供養** も承ります。

女性遺品整理士・特殊清掃士在籍 /



ご相談・お見積り無料  
お気軽にお問合せください!

## リフォームも対応

ご自宅でお亡くなりになった際の  
消毒清掃やリフォームも  
お任せください。

多彩な消臭機  
能で特殊清掃に  
も対応します。



整理の際にご不要になった品を  
リユース品として海外輸送し、  
国際貢献活動を行っております。

**株式会社 コーワフィックス**

☎0120-524-136

武蔵村山市  
大南3-28-3

<http://www.ko-wafix.com>

古物商許可: 東京都公安委員会第308791 805774号



コーワフィックス

検索

むさし中央の

# 相続の窓口



お悔み申し上げます。  
 ご親族が亡くなられた。  
 ご葬儀、役所への届け出が終わった。  
 相続人で遺産を分けることになった。  
 でも、どこから手を付けたら良いか分からない。  
 相続の窓口では  
**「すべてお任せむさしの相続」**  
 をお勧めいたします。

遺産  
分割協議書の  
作成

不動産の  
名義変更

法定相続情報  
証明の作成

預貯金の  
払い出し

相続登記が義務化されました。  
 もう待ったなしです。  
**今すぐお電話下さい。**  
 損をしない様 迷わないで専門家にお任せ下さい。  
 仕事はスピード重視で行っています。  
**費用は完全後払い。**  
 ご満足いただいってからお支払いいただきます。  
**スピード重視だからこそその後払い保証です。**



東京司法書士会会員  
 身元保証相談士協会会員  
 成年後見リーガルサポート会員  
 日本粉骨士協会 理事  
 〈運営〉司法書士・行政書士・身元保証相談士・粉骨士

むさし中央法務事務所 安島 志郎



▲JR立川駅 徒歩3分

あなたの相続のお悩みを解決します！

【詳細はホームページへ】

## 相続の窓口



むさし中央法務事務所

検索

お問合せは  
こちら！

0120-634-339



〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-6-15 アーバン立川ビル1階 info@musashichuo.com

税理士法人

# 岩瀬税務会計事務所

初回  
相談無料

地元  
密着



相続が発生したが、  
何をしたらいいか  
わからない

相続税が発生する  
のか、いくらになるのか  
わからない

家や土地の価値が  
どのくらいになるのか  
知りたい

相続に関する疑問・質問・お困りごと、  
なんでもご相談ください。



10年前にこの地に開業以来、生まれ育った地元・武蔵村山市との繋がりを大切にして業務を行っています。豊富な相続税の申告経験を活かし、相続税の申告手続きはもちろん、資産運用・事業承継などの生前対策にも力を入れています。

また令和6年4月からは相続登記義務化がスタートし、お困りの方も多いかと思います。当事務所では、弁護士・司法書士・社会保険労務士・行政書士などの士業や地元金融機関とも提携し、相続手続きを全力でサポートさせていただきます。

代表・税理士 岩瀬成朋（登録番号：112310）



まずはお気軽にご相談ください /  
☎ 042-843-8097

〒208-0011  
東京都武蔵村山市学園3丁目43-1  
第五藤ビルB室

Mail: [naru@iwase-tax.or.jp](mailto:naru@iwase-tax.or.jp)

FAX: 042-843-8098



保険金定額  
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

# 終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の  
おすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月  
まで申込可能!!

2  
Point

加入審査も

告知だけ  
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号  
電話: 092-474-4444  
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少額-資料-2409-001

発行 武蔵村山市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2025年作成

